

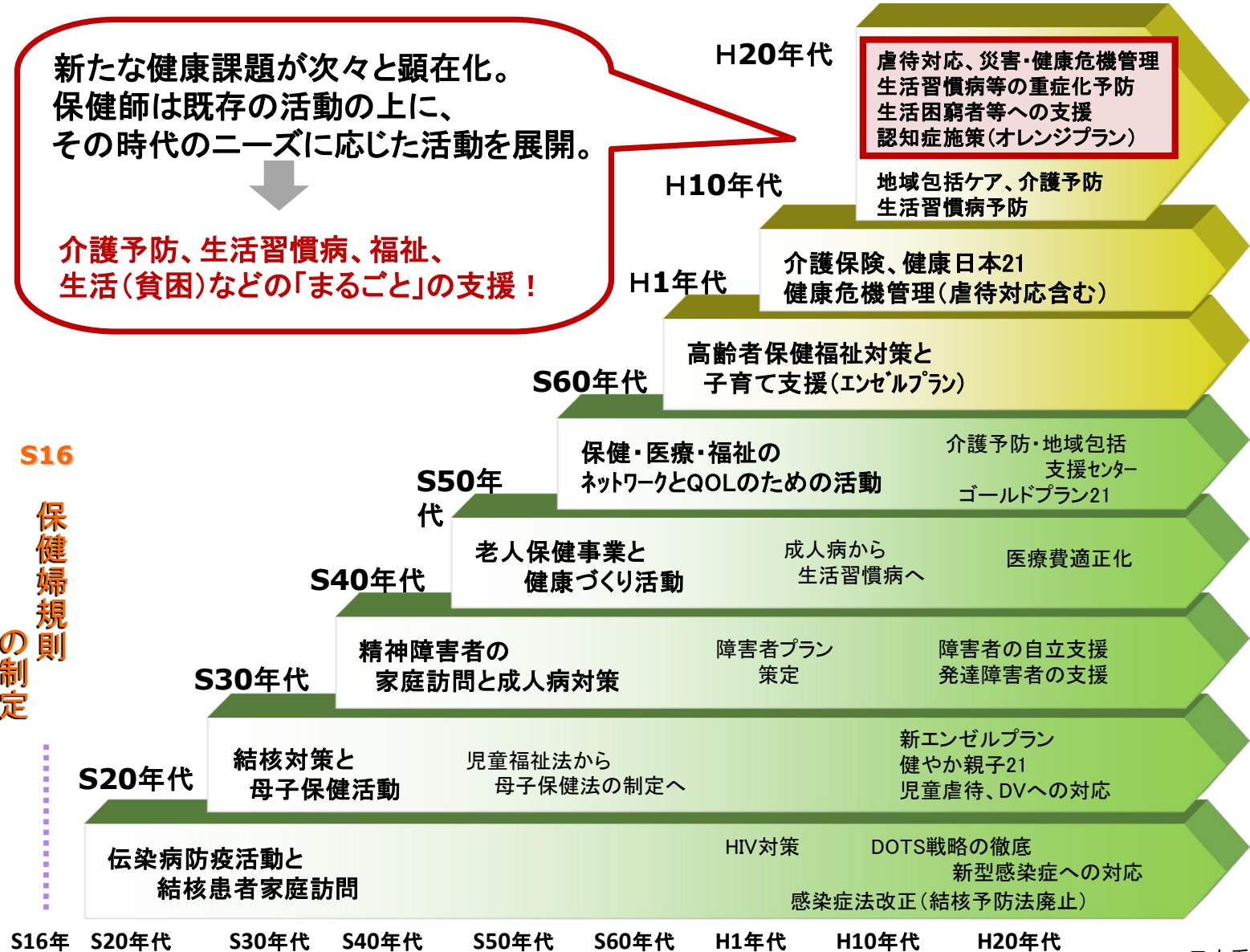
保健師の配置や研修をめぐる現状

保健師活動の変遷 健康課題は積み重なっている →地域で包括的なケア体制の構築は必須

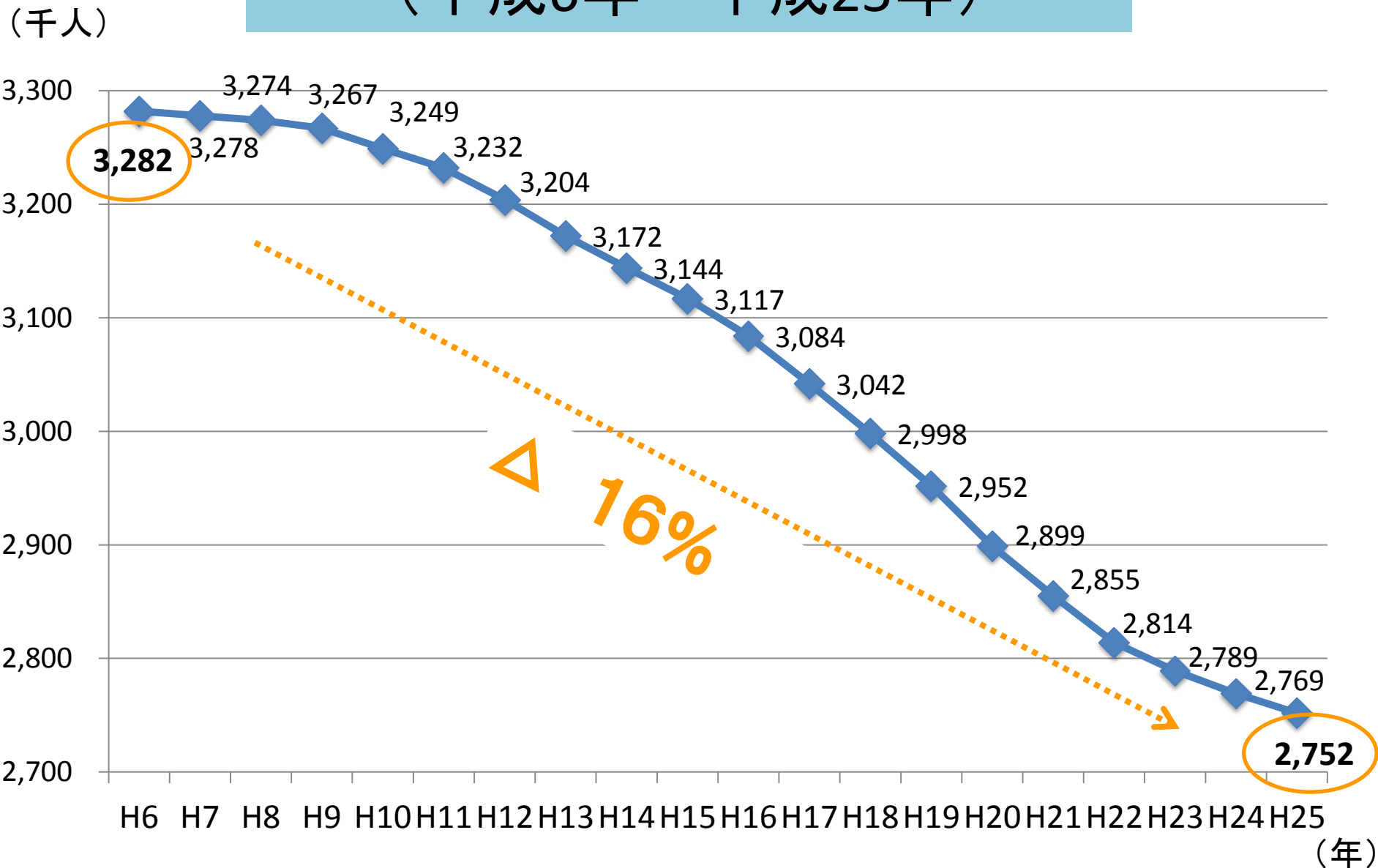
新たな健康課題が次々と顕在化。
保健師は既存の活動の上に、
その時代のニーズに応じた活動を展開。

介護予防、生活習慣病、福祉、
生活(貧困)などの「まるごと」の支援！

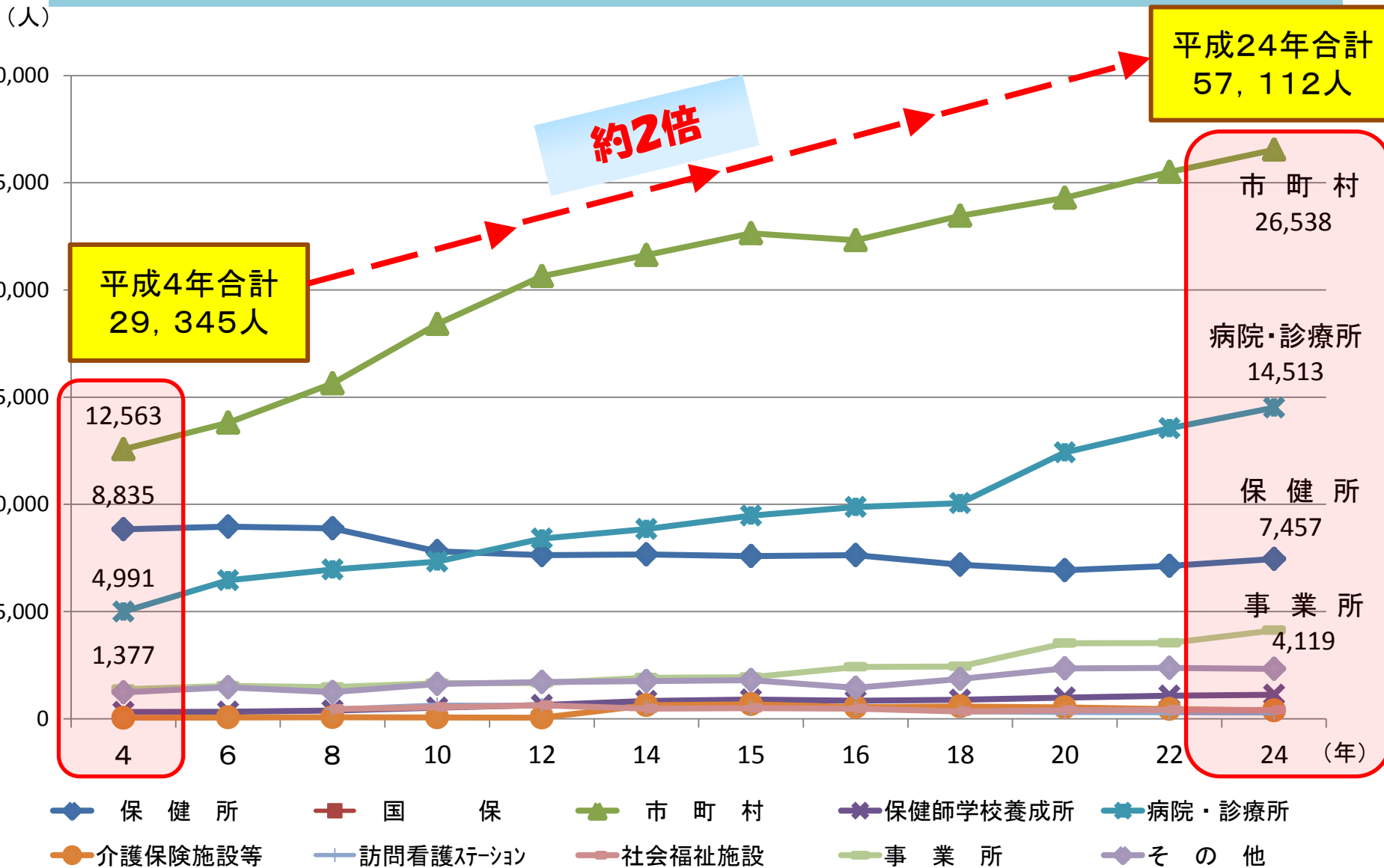
S16
保健婦規則
の制定



地方公共団体の総職員数の推移 (平成6年～平成25年)



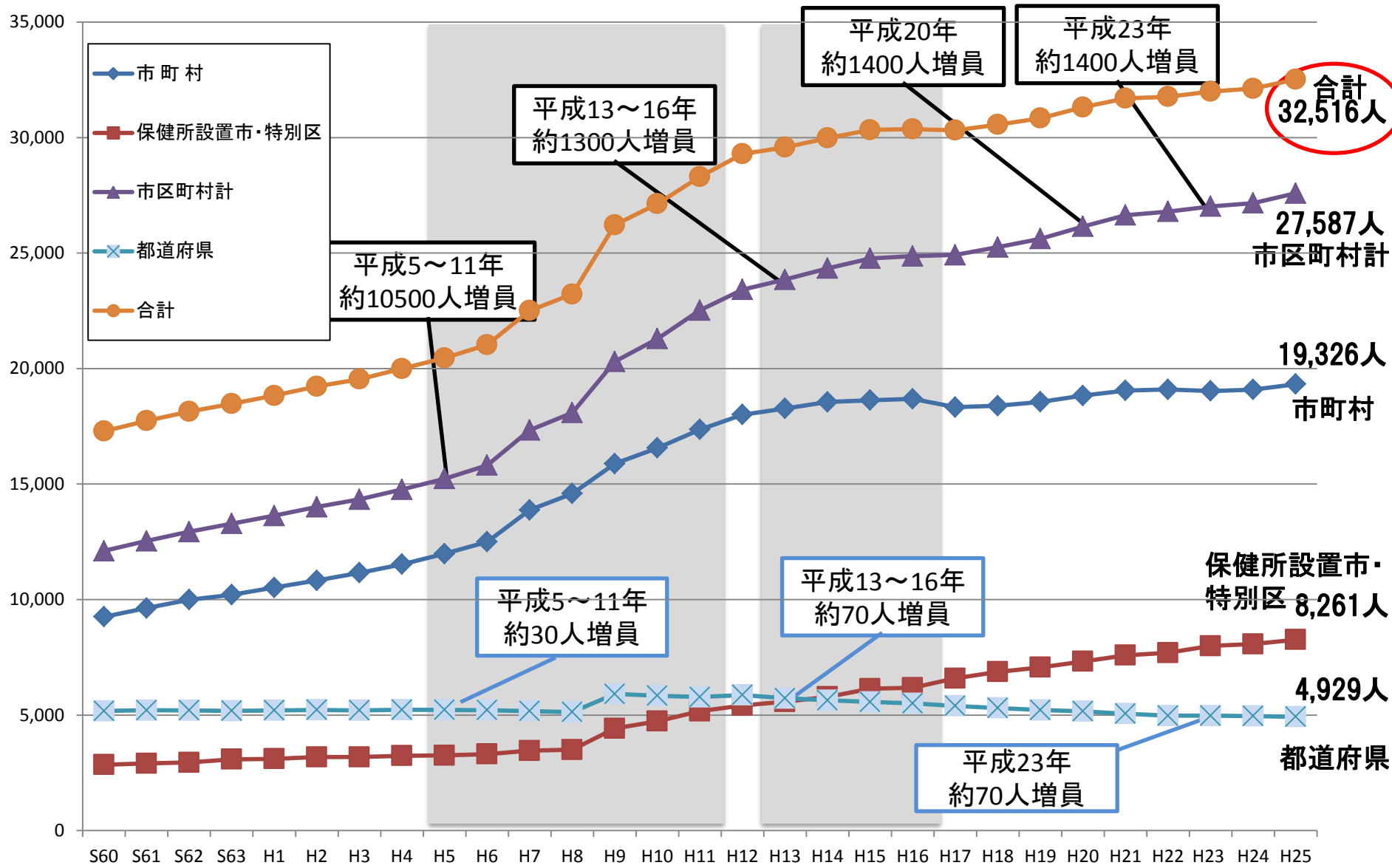
就業保健師数の推移



厚生労働省医政局看護課調べ

注) 病院は「病院報告」、診療所は「医療施設調査」及び推計により計上
病院及び診療所以外は「衛生行政報告例」及び推計により計上

保健師の配置状況と地方交付税措置



出典：H7年までは保健婦設置状況調査、H8年は保健所運営報告、H10年は全国保健師長会調査、H9年、H11-20年は保健師等活動領域調査、H21-25年は保健師活動領域調査

保健所及び市町村の地域保健従事者数

	平成19 年度末	平成20 年度末	平成21 年度末	平成22 年度末※1	平成23 年度末	平成24 年度末
合計	54,748	54,002	54,552	52,685	55,042	54,661
医師	1,150	1,097	1,046	1,028	1,018	992
歯科医師	158	135	130	119	126	157
獣医師	2,373	2,408	2,492	2,457	2,497	2,511
薬剤師	2,892	3,006	3,022	2,979	3,064	3,017
理学療法士	235	198	191	182	182	172
作業療法士	162	135	114	120	118	119
歯科衛生士	740	737	742	707	711	715
診療放射線技師	746	694	656	632	581	549
診療エックス線技師	38	31	27	30	35	38
臨床検査技師	973	882	869	841	780	798
衛生検査技師	192	155	122	82	83	88
管理栄養士	2,603	2,773	3,000	2,797	2,933	3,007
栄養士	822	789	837	687	728	729
保健師	23,976	24,262	24,444	23,900	24,984	24,645
助産師	130	112	136	116	167	135
看護師	1,081	1,049	1,012	969	1,233	1,101
准看護師	340	312	292	221	189	209
その他	16,137	15,227	15,420	14,818	15,613	15,679

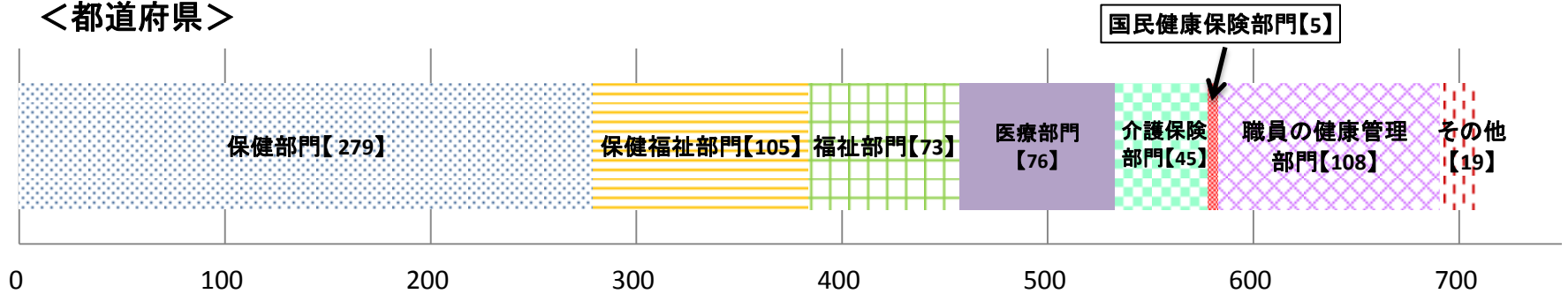
出典：地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

※1 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市）が含まれていない。

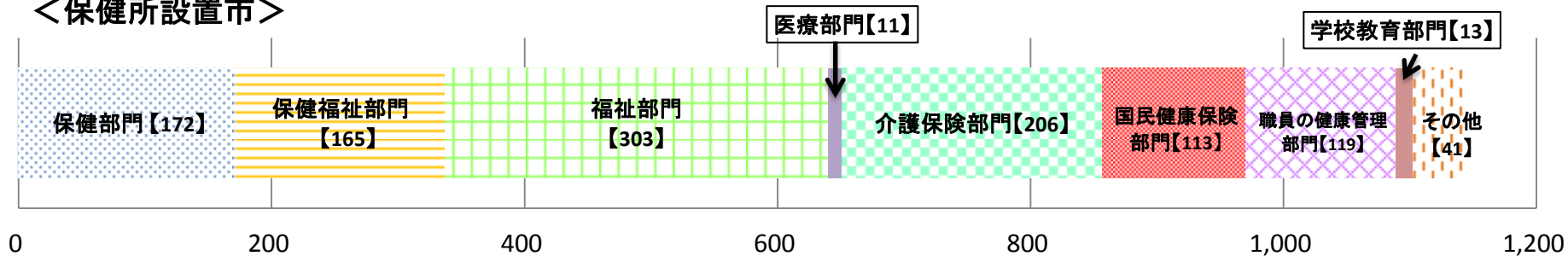
平成25年度 分散配置の状況

(単位:人)

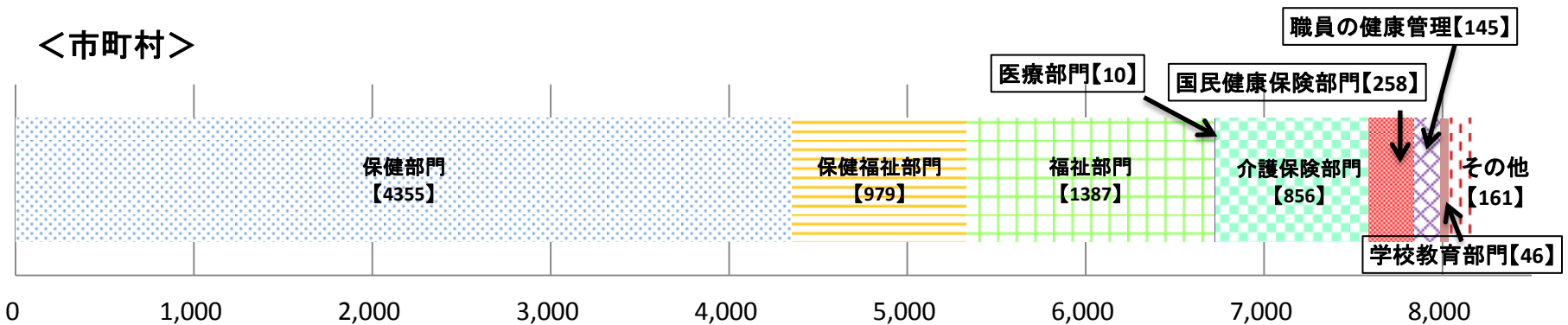
<都道府県>



<保健所設置市>



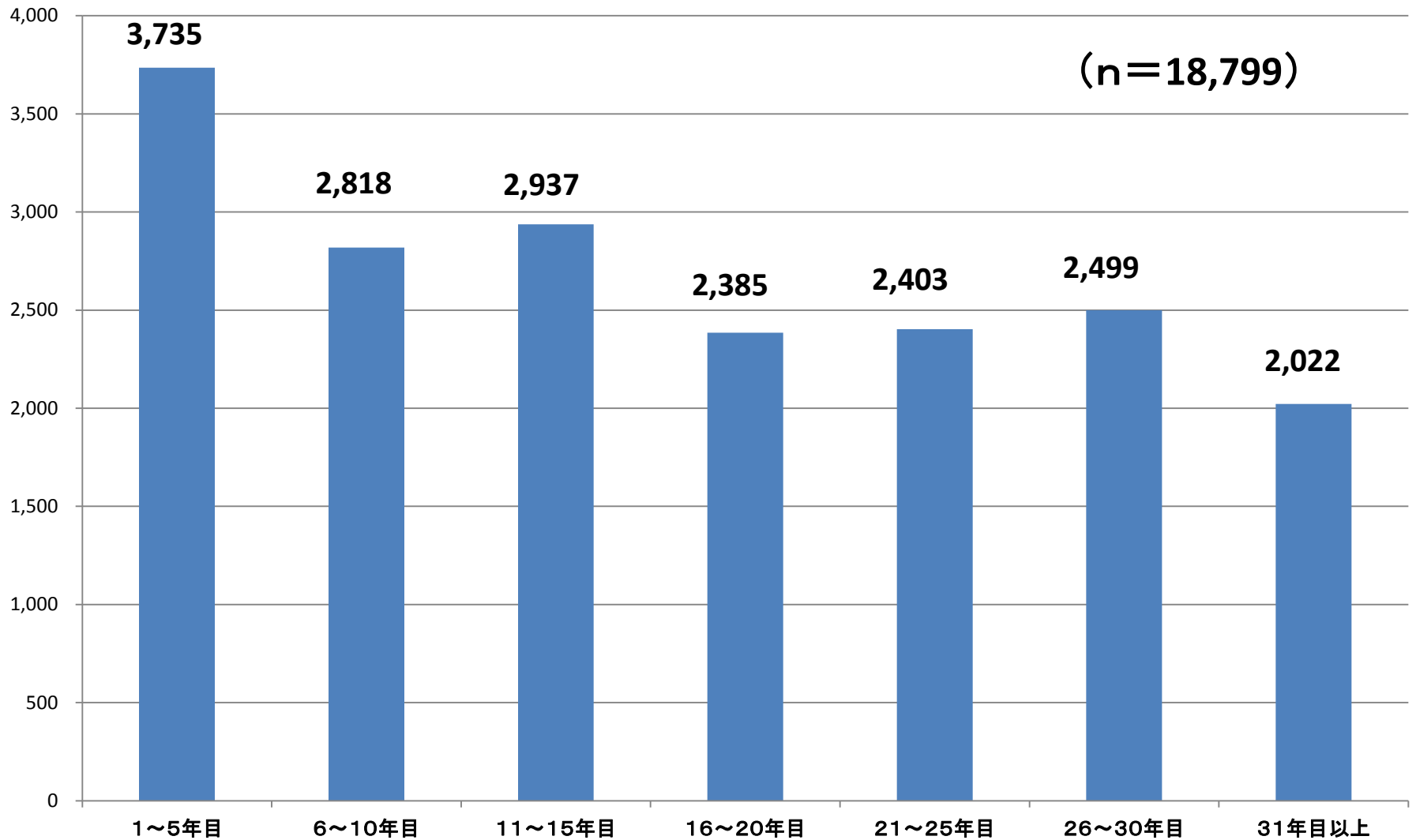
<市町村>



保健師の通算経験年数別人数の内訳

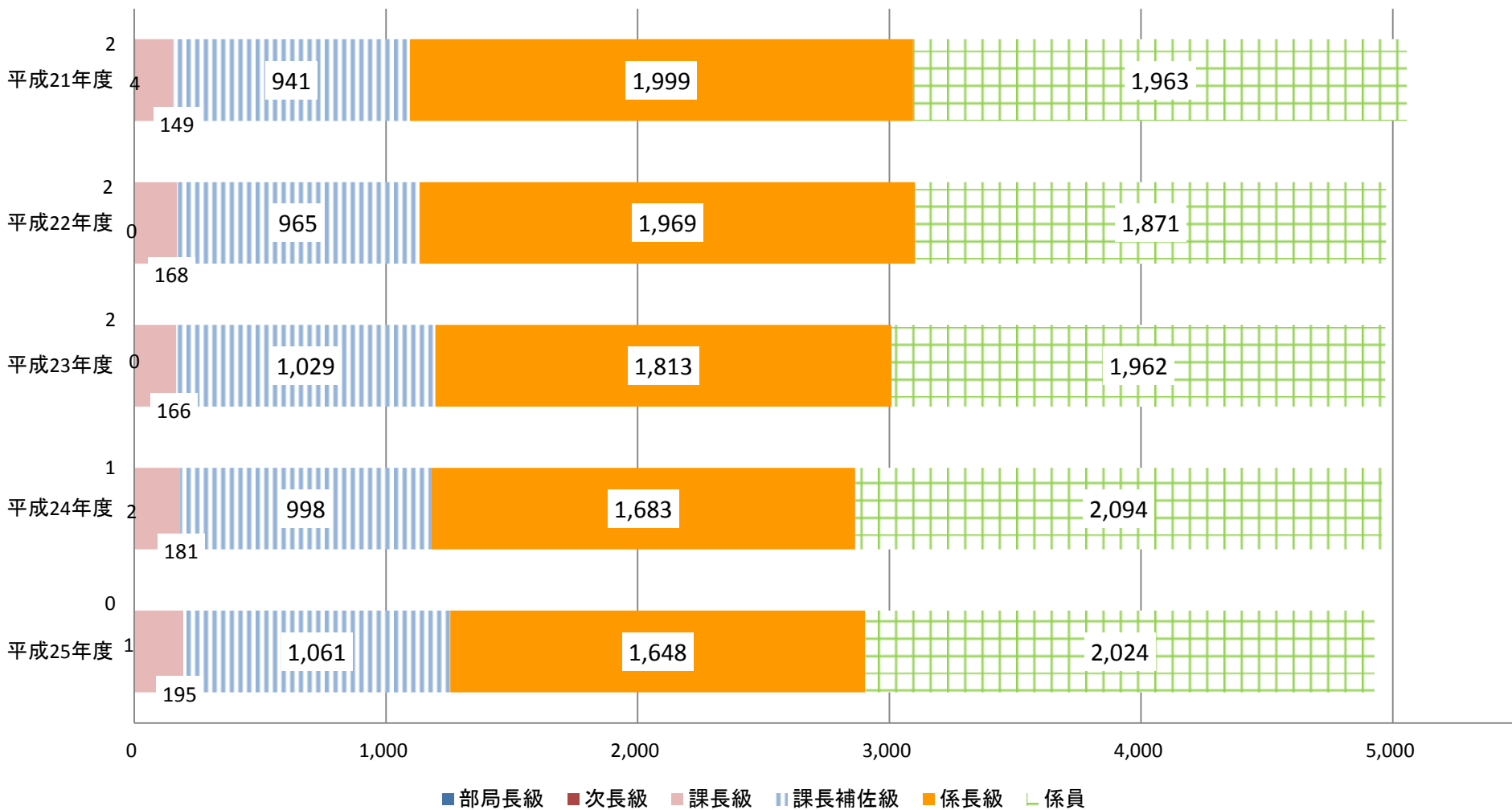
※活動領域が「行政」と回答した保健師の数を抽出

(単位:人)

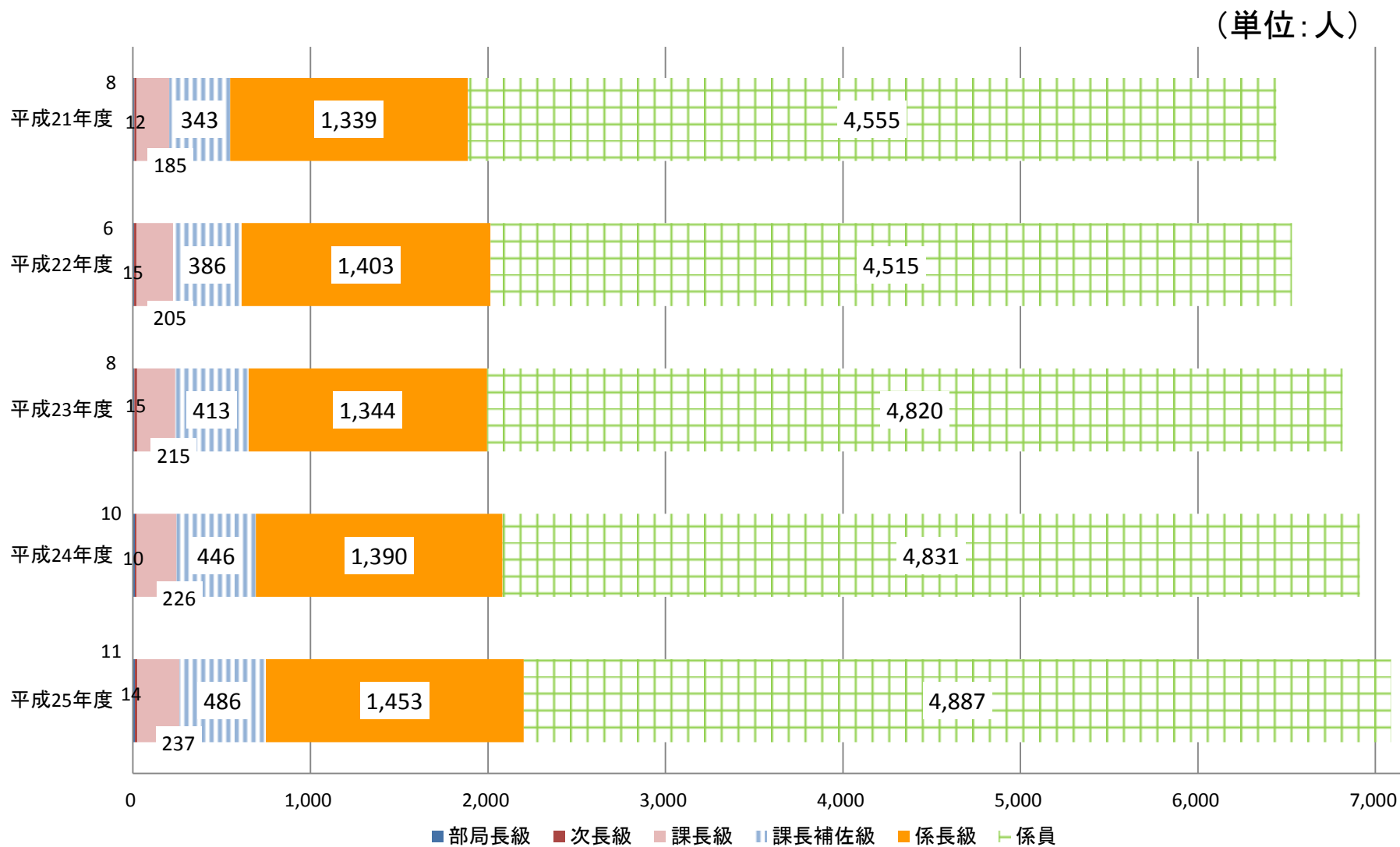


常勤保健師の職位別人数の推移(都道府県)

(単位:人)



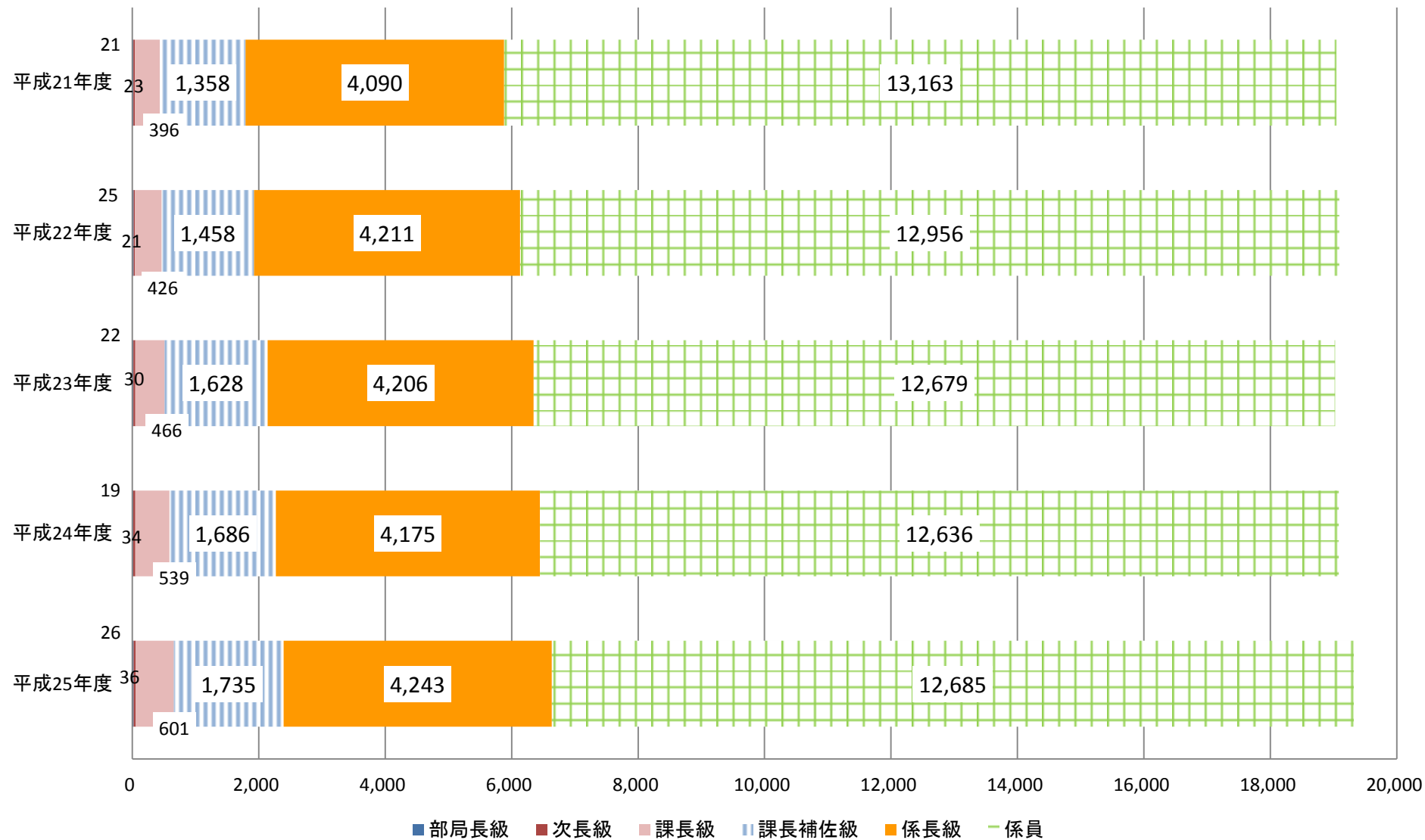
常勤保健師の職位別人数の推移(保健所設置市)



出典:平成21~25年度 保健師活動領域調査(領域調査)

常勤保健師の職位別人数の推移(市町村)

(単位:人)



出典:平成21~25年度 保健師活動領域調査(領域調査)

保健師の研修等の根拠となる法律等

【地方公務員法】

○職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない

【地域保健法】

- 市町村は、地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない
- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならない
- 地域保健対策の推進に関する基本指針では地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項を定める

【健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針】

○担当者の資質の向上のため、加入者の生活習慣の改善等に向けた取組の目的及び内容を理解させ、さらに知識及び技術を習得させるため、定期的な研修を行う

【保健師助産師看護師法】

○保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修等を受け、その資質の向上に努めなければならない

【看護師等の人材確保の促進に関する法律】

- 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない
- 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない

地域における保健師の保健活動について

(平成25年4月19日付け 健発0419第1号)

見直しのポイント

○ 局長通知に一本化

局長通知、課長通知、保健指導官事務連絡の3部構成から、局長通知一本とし、その別紙を「地域における保健師の保健活動に関する指針」とした。

○ 保健師の保健活動の基本的な方向性の整理

所属する組織や部署にかかわらず、保健師として活動する際に、共通して押さえておくべき事項を10項目に整理した。

○ 地区担当制の推進や統括的な役割を担う保健師等の明示

○ 福祉分野及び介護保険の各領域への吸収

福祉分野等の活動について独立した項を立てずに各領域の留意事項に溶け込ませ、全体として「保健師の保健活動」と捉えることとした。

保健師の人材育成

地域における保健師の保健活動について（平成25年4月19日付け 健発0419第1号） ～抜粋版～

◆記の4

- 各地方公共団体において策定した人材育成指針による体系的な実施
- 新任期の保健師については「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」に基づき、各地方公共団体における研修体制の整備
- 日々進展する保健、医療、福祉、介護等に関する知識及び技術、連携及び調整に係る能力、行政運営や評価に関する能力の養成

地域における保健師の保健活動に関する指針～抜粋版～

◆(10)人材育成

○主体的に自己啓発に努め、最新の保健、医療、福祉、介護等に関する知識及び技術の習得。連携、調整や行政運営に関する能力及び保健、医療、福祉及び介護の人材育成に関する能力の習得。

◆活動領域に応じた保健活動の推進

<都道府県保健所>

○研修：市町村及び保健、医療、福祉、介護等従事者に対する研修の企画・実施

<都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村の本庁>

○保健師の計画的な人材確保、資質の向上

・保健師の需給計画の策定

・職場内研修・職場外研修・教育機関等との連携による効果的・効率的な現任教育の実施

統括的な役割を担う保健師



これまでの議論等

【市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書(平成19年3月)】(抜粋)

人材育成や地域全体の健康課題を明確にして活動する観点から、保健衛生部門に保健師を技術的に指導・調整する統括的な役割をもつ保健師を配置することが望ましい。

【地域保健対策検討会報告書(平成24年3月)】(抜粋)

保健師の人材育成に当たっては、分散配置が進む中で、現任教育を充実させ、業務の中で地域を見る力や企画力を育成していくことが必要であり、組織横断的に、計画的かつ、効果的に人材育成を進めるためには、保健所、市町村において、統括的な役割を担う保健師を配置することが望ましい。

【地域における保健師の保健活動に関する検討会報告書(平成25年3月)】(抜粋)

様々な部署に配置されている保健師を技術的及び専門的側面から横断的に調整・支援し、災害時には保健師の派遣調整等を行う統括的な役割を担う保健師を配置するよう努める。



記の3

- 保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術的及び専門的側面から指導する役割を担う部署を保健衛生部門等に明確に位置付け、保健師を配置するよう努めること。

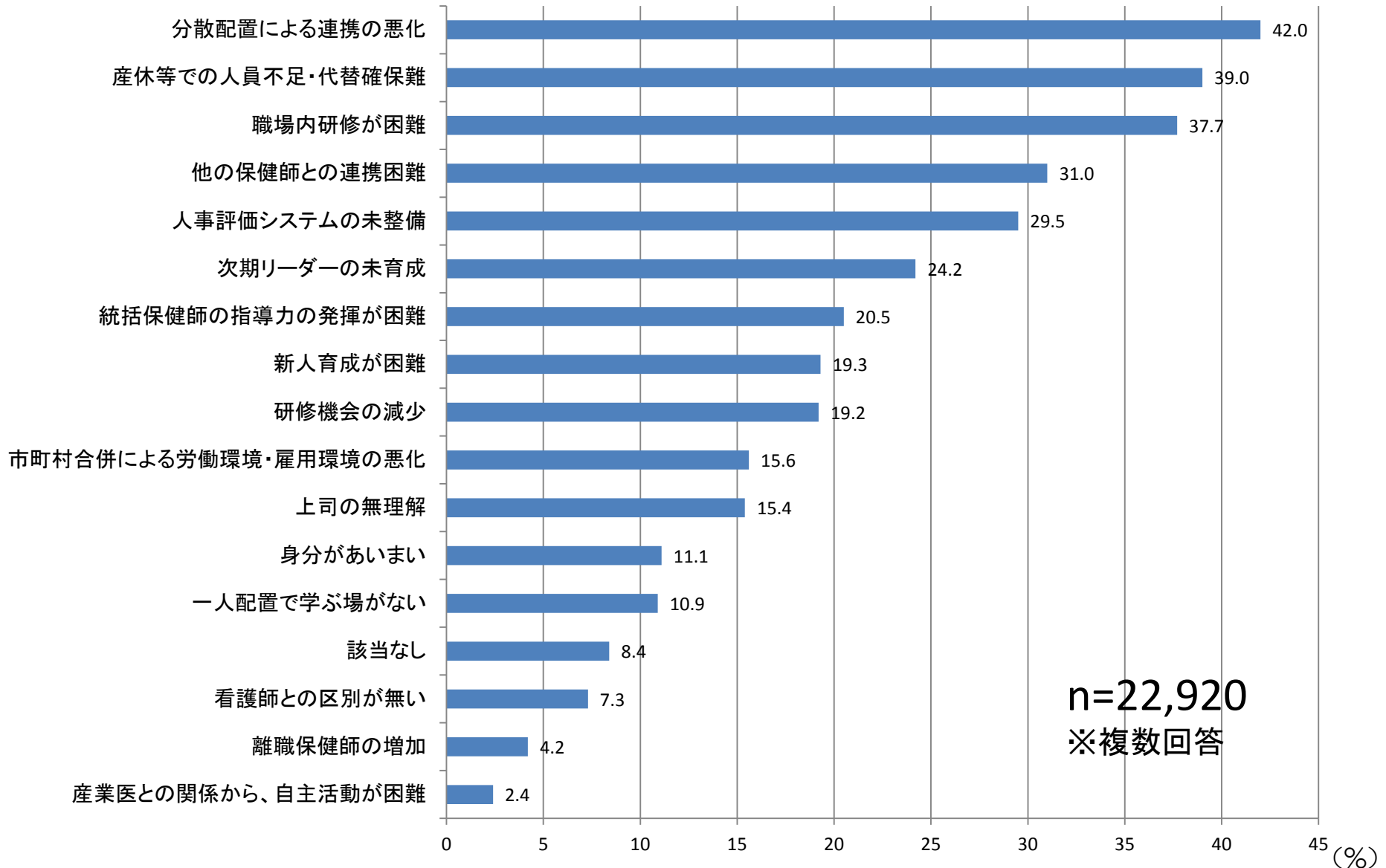
地域における保健師の保健活動に関する指針

- (本庁)保健師の保健活動の総合調整等を担う部署に配置された保健師は、住民の健康の保持増進を図るための様々な活動等を効果的に推進するため、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担うこと。



住民の健康の保持増進を図るための効果的な活動の推進

保健師が認識している現状の課題・問題



保健師のキャリアラダー

期	職位・経験のめやす		育成するコア能力	ギャッジアップの要件
管理期2	組織のトップマネージャー・保健師統括者	課長 部長	自治体における対応策のシステム化	
管理期1	中間管理職・初級管理職	係長	スーパーバイズ	国や他の自治体、他部署を視野に入れて、調整や資源・制度を創出する政策的対応ができる力量
中堅期2	次期管理者、スペシャリスト/地域健康課題対処のベテラン	11～25年 /25年～	リーダーシップを発揮した活動の推進・評価	管内や自治体全体を視野に入れて資源や制度を創出する政策的対応ができる力量
中堅期1	一人前 プリセプター	3～15年	集団・地域を視野に入れた組織的対応の実施	集団的あるいはチームとして組織内外の住民や関係者と共同できる力量で対応できる力量
新任期2	基本的な事例、基本的な保健事業の運営は自立して遂行	2～5年	個人家族への責任のある対応	個別的に部署内で対応できる力量
新任期1	プリセプターの指導と見守りが必要	1～2年		

期	対人支援	地域マネジメント	健康危機管理	組織管理	
				職場組織	人材育成
管理期2	○総合的なスーパーバイズ	○地域保健計画、医療計画の策定 ○政策評価 ○システム開発	○体制、システム作り ○施策化 ○上部組織への提言(発信)	○組織を代表しての交渉、調整 ○他部署との交渉調整	○組織の発展と人事管理 ○適材適所の人事配置と人事異動
管理期1	○事例のスーパーバイズ	○担当分野のアセスメントと計画、評価 ○施策評価	○人員配置・派遣者調整 ○中長期的視野を持った地域支援計画策定	○実務の自組織内調整 ○業務の進行管理	○職場内人事管理
中堅期2		○担当保健分野の施策化体系 ○事業評価	○関係機関との連携・調整 ○健康危機のフェーズ別事業の企画立案・評価	○リーダーシップ	○組織的な教育対応
中堅期1	○複雑困難な事例への対応	○地域保健全体のアセスメント ○対策としての事業起案	○健康危機の地域診断 ○疫学調査実施、原因分析、資料化	○担当業務の進行管理	○後輩、スタッフへの教育的対応
新任期2	○担当以外の分野の基本的な事例への対応	○担当する保健分野の地域のアセスメント	○予測下での自己の役割 ○健康調査技術・倫理的配慮のある対応技術	○メンバーシップ	
新任期1	○担当する分野の個人・家族への対応(母子、成人、高齢者)	○個人・家族の背景としての地域 ○資源としての地域	○健康危機に関する基本的知識	○組織規範と規律、使命	

現在の研修体系(新任期～管理期)

区分	ガイドライン	研修名	対象団体	対象者	日程	開催地	実施主体
新任期	○	新任期及び指導保健師を対象とした保健指導ミーティング※1	行政、地域包括支援センター、産業、医療機関	実務経験1～5年程度の保健師とその指導保健師		8カ所程度	都道府県看護協会
中堅期	—	中堅期コンサルテーションプログラム※2	市町村	市町村に所属し、保健事業(介護予防事業)に携わっている中堅期の立場にある保健師で概ね10～20年程度の実務経験を有する者		6都道府県	都道府県または都道府県看護協会
管理期	—	公衆衛生看護管理者研修(実務管理)	都道府県、政令指定都市等	保健師として都道府県・政令指定都市等に勤務する管理期の保健師。またはそれと同等以上の学識及び経験を有すると院長が認める者	10日間 (前期7日+後期3日)	国立保健医療科学院	国立保健医療科学院
		公衆衛生看護管理者研修(人材管理)	都道府県、保健所設置市、特別区	都道府県・保健所設置市・特別区において保健師統括部門あるいは管理的立場にある保健師	5日間	国立保健医療科学院	国立保健医療科学院
		保健師管理者能力育成研修	市町村	保健師として市町村に勤務しており、原則として今後管理者になることが見込まれる者。または、それに準ずる者	2日間	全国5ブロック	厚生労働省

※1 プログラムの実施を希望した都道府県看護協会が実施

※2 プログラムの実施を希望した都道府県または都道府県看護協会が実施

現在の研修体系(統括・その他)

区分	研修名	対象団体	対象者	日程	開催地	実施主体
統括	統括保健師 人材育成プログラム (平成26年度～ プログラム運用開 始)	市区町村	保健師として15年以上の 実務経験がある者で、原 則現在統括保健師である 者	前期 2日間	前期(東京 都内)	日本看護 協会
				後期 1日間	後期(日本 看護協会)	
その他	【専門課程Ⅱ】 地域保健福祉分野	国 地方自治体	保健・医療・福祉分野に 従事している職員(保健 師、助産師、看護師、管 理栄養士、福祉職 など)	1年間	国立保健医 療科学院	国立保健 医療科学 院
	【専門課程Ⅲ】 地域保健福祉専攻科	国 地方自治体	保健・医療・福祉分野に 従事している職員(保健 師、助産師、看護師、管 理栄養士、福祉職 など)	約3ヵ月	国立保健医 療科学院	国立保健 医療科学 院
		将来、地域保健福祉活動 分野の職務に就職するこ とを志望し、そのための 高度の知識を得ようとする 者				

現在の研修体系(専門研修の例)

厚生労働省(保健指導室)または国立保健医療科学院が実施する 専門研修

研修名	対象団体	対象者	日程	開催地	実施主体
生活習慣病対策 健診・保健指導に 関する企画・運 営・技術研修 (研修計画編)	都道府県、医療 保険者、関係団 体、保健所設置 市、特別区	特定健診・特定保健指導の技術面 の普及・推進に関わるリーダー的 な立場にあり、当該年度または次 年度研修を立案する者で、研修時 のこれまで行った研修実績及び次 年度の研修計画の提出が可能な者	2日間	国立保健 医療科学 院	国立保健 医療科学 院
生活習慣病対策 健診・保健指導に 関する企画・運 営・技術研修 (事業評価編)	都道府県、医療 保険者、保険者 協議会及び地 域・職域連携推 進協議会	特定健診・特定保健指導において、 市町村支援や評価に携わる者で、 研修時にこれまでに広域的に行っ た事業評価及び次年度の事業評価 計画の提出が可能な者	3日間		
内部評価者研修	特定保健指導を 実施している医 療保険者、保健 指導実施機関 (事業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導を実際に実施して いる者 ・ 指導的立場にある者 ・ 質及び技術向上のための研修を 実施している保健指導機関に所属 している者 ・ マネジメントシステムがある保 健指導機関に所属している者 	1日間	東京 ・ 大阪	厚生労働 省

現在の研修体系(伝達研修・会議等)

厚生労働省(保健指導室)または地域保健総合推進事業で実施する 会議・研修

研修名	対象団体	対象者	日程	開催地	実施主体
保健師中央会議	都道府県、保健所設置市、特別区	本庁等に勤務する保健師を統括する立場にある保健師	2日間	厚生労働省	厚生労働省
保健師等ブロック別研修会	各ブロックの都道府県、保健所設置市、特別区、市町村	保健師等 ※定員：各ブロック150人 ※都道府県（市町村を含む）・保健所設置市・特別区において、受講者として適当と認められる者を推薦し、推薦順位をつけて開催県に推薦する。（受講者の決定は開催県において行う）	3日間 (実質2日間)	全国6ブロック	日本公衆衛生協会
					開催自治体
					全国保健師長会
全国保健師長研修会	都道府県、保健所設置市、特別区、市町村	(1) 都道府県・保健所設置市及び特別区の保健所に勤務する保健師のうち、指導する職にある者 (2) 市町村における保健師のうち、指導する職にある者 (3) 全国保健師長会会員 ※定員300人	2日間	開催自治体	日本公衆衛生協会
					開催自治体
					全国保健師長会